

重要事項説明書

(介護老人保健施設サービス・短期入所療養介護サービス・介護予防短期入所療養介護サービス)
施設の概要

事業所名	介護老人保健施設さくら
所在地	〒427-0011 静岡県島田市東町1331番地
介護保険事業所番号	2255480028
設置者	医療法人社団 聖雄会
管理者・連絡先	管理者 臼田 和正 連絡先電話番号:0547-33-0800
病床数	150床(うち短期入所15床)
通常の送迎実施地域 (短期入所療養介護の場合)	島田市、藤枝市、吉田町、焼津市
第三者評価の実施の有無	無し

■施設の目的

介護老人保健施設とは、看護および機能訓練およびその他必要な医療や介護が必要な要介護者に
対し、一定期間入所していただき、その人が有する個別の能力に応じて自立した日常生活を営むことが
でき、再び自宅に復帰できるよう、個々に作成する施設サービス計画書に基づいた療養上の管理、看護、
医学的管理の下における介護、機能訓練およびその他必要な医療を行う施設サービスです。

また短期入所療養介護サービス、介護予防短期入所療養介護サービスは、介護者が一時的に介護できないときに、
しばらくの間入所して、看護や医学的管理下における介護、機能訓練を受けるものです。

■運営の方針

1. 事業者の従業者は利用者の意志および人格を最大限に尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
2. 利用者や身元引受人の方等に対して、当事業者のサービスの内容等について十分に説明し、同意を得ることとします。
3. 事業者は家庭や地域との連絡や連携を重視するとともに、保険者(市町村)や近隣の介護保険事業者、他の医療サービス及び福祉サービス事業者との密接な連携に努めます。
4. 利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の設備を行うとともに職員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
5. サービス提供にあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

■虐待防止について

当施設、利用者の人権の擁護、虐待の防止のために次に掲げる通り必要な措置を講じます。

1. 虐待防止に関する担当者を設置しています。
2. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果について職員に周知徹底を図ります。
3. 虐待防止のための指針を整備します。
4. 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

■褥瘡防止について

当施設は、利用者に対し、良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めると共に褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

■衛生管理について

施設において感染症が発生し、蔓延しないように必要な措置を講じます。

1. 感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに職員に周知徹底を図ります。
2. 感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。
3. 感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

■非常災害対策について

消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

1. 防火教育及び基本訓練(消火、通報、避難)を年2回以上行います。
うち1回は夜間を想定した訓練を行います。
利用者を含めた総合避難訓練を年1回以上行います。
非常災害用設備使用方法の徹底を図ります。
2. 訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

■業務継続計画の策定について

1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し、サービスの提供を継続的に実施するための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
2. 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

■ハラスメント対策について

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われるハラスメント防止のため対策を行います。

■職員の質の確保について

職員の資質向上のため、研修の機会を確保します。

■設備の概要

1階

部屋名	人数	内法面積	面積/1人
		m ²	m ²
101	1	18	18
102	1	18	18
103	1	18	18
105	1	18	18
106	1	19.8	19.8
107	4	36	9
108	4	36	9
110	4	36	9
111	4	36	9
112	4	36	9
113	4	36	9
115	2	21	10.5
116	1	11.1	11.1
117	2	18.8	9.4

2階東館

部屋名	人数	内法面積	面積/1人
		m ²	m ²
221	1	15.6	15.6
222	1	15.6	15.6
223	1	16	16
225	2	23.6	11.8
230	1	20.4	20.4
231	4	36	9
232	4	36	9
233	4	36	9
235	2	21	10.5

2階本館

部屋名	人数	内法面積	面積/1人
		m ²	m ²
201	4	33.15	8.29
202	4	33.04	8.26
203	4	33.9	8.48
215	4	33.27	8.32
211	4	33.19	8.3
212	4	33.06	8.27
206	4	34.69	8.67
207	4	32.97	8.24
208	4	33.16	8.29
213	4	33.9	8.48
216	4	34.11	8.53
217	4	33.07	8.27
218	4	33.19	8.3
うめ	1	14.39	14.39
きく	1	14.45	14.45
ばら	1	14.4	14.4
ふじ	1	14.22	14.22

3階

部屋名	人数	内法面積	面積/1人
		m ²	m ²
301	4	33.17	8.29
302	4	33.07	8.27
303	4	33.94	8.49
315	4	32.57	8.14
311	4	33.17	8.29
312	4	33.06	8.27
313	4	33.92	8.48
308	4	32.58	8.15
ぼたん	1	16.7	16.7
つつじ	1	16.79	16.79
すみれ	1	16.75	16.75
さつき	1	15.8	15.8
すずらん	1	16.27	16.27
コスモス	1	16.27	16.27
なでしこ	1	16.82	16.82
ひまわり	1	16.69	16.69

単位 (m ²)	1階	2階東館	2階本館	3階
食堂(談話室兼用)	84.32	52.3	131.45	80
浴室	48	42	22	11.5
レクリエーションルーム		6	24	
通所者食堂兼機能訓練室	212			
入所者デイルーム		54	131.45	80
機能訓練室	167.15			
家族介護教室		36		35

■従業員の勤務体制

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者兼医師	業務全般の管理を行います	1.5人以上
看護職員	医療、介護サービスを行います	15人以上
介護職員		36人以上
管理栄養士	食事の提供および栄養管理を行います	1人以上
介護支援専門員	介護計画(ケアプラン)を作成、管理します	1.5人以上
薬剤師(非常勤)	薬の管理をします	1人
理学療法士・作業療法士	リハビリテーションを計画的に実施します	3人以上
支援相談員	利用者の入退所の相談、支援等を行います	1.5人以上

■サービスの概要と利用料

- ①介護老人保健施設サービス、短期入所療養介護サービス、介護予防短期入所療養介護サービスは介護保険適用サービスですので、利用にあたっては介護保険証を確認させていただきます。
- ②利用できる方は介護老人保健施設サービスの場合「要介護1」～「要介護5」の方、短期入所療養介護サービスは「要介護1」～「要介護5」の方、介護予防短期入所療養介護サービスは「要支援1又は2の方」です。
- ③提供する介護サービスは、介護支援専門員が作成する「施設サービス計画書」に基づいて提供されます。「施設サービス計画」は、利用者や身元引受人の希望をもとに、利用者の看護、介護を担当するあらゆる職員の協議を経て作成します。作成後は内容について利用者や身元引受人の同意をいただきます。

サービス種別	内容	自己負担額
居住費 (滞在費)	居住あるいは滞在するための室料および光熱費は、介護保険適用外となりますので、自己負担となります。 また、外泊中でも居住費はご負担いただきます。	部屋によっては料金が違います。詳しくは「料金表」をご覧ください。 ※低所得者の方は市町村が料金の一部を負担する「特定入所者介護サービス費」制度があります。支援相談員にお尋ねください。
食事	◆食事場所 食堂(心身の状態により療養室) ※献立表を作成、掲示しています。 ※利用者の個々の病状および嚥下能力に応じた提供をいたします。 ※当事業所では管理栄養士を配置し、それぞれの利用者に最適な食事を提供するために栄養ケア計画を作成しております。	1日あたり、2,000円(おやつ代込み)です。 短期入所の場合は、朝食500円、昼食750円(おやつ代込み)、夕食750円、(1日あたり合計2,000円)です。 ※食事は保険給付対象外です。 ※食事等の持込は衛生面で責任を負いかねますので、ご遠慮ください。
医療・看護	利用者の病状にあわせた医療・看護を提供し入所者の在宅復帰にむけての支援を行います。	介護老人保健施設サービス費または短期入所療養介護サービス費の負担割合分をいただきます。
機能訓練	利用者の状態にあわせた機能訓練を専門スタッフが計画的に実施します。	
入浴	身体状況により入浴できない方は体を清拭いたします。入浴は原則をして週2回以上いたします。	
シーツの交換	原則として週1回、定期的に交換します。	
着替え・洗濯	衣類は利用者でご利用ください。ご家庭で洗濯出来ない場合は洗濯サービスもあります。	詳しくは「利用料金表」をご覧ください。
理容・美容他	毎月、日を定めて理容・美容サービスを実施しています。料金は掲示してある料金表で、日程は職員にお尋ねください。	
送迎	ご自宅から送迎を行います。	短期入所の場合、加算がかかります。
娯楽等	毎日、手芸や工作等の手作業や、体操などのレクリエーションを実施する他、定期的に行事を組み入れています。	教養娯楽費として、実費相当分をいただきます。詳しくは別途「利用料金表」をご覧ください。
文書発行サービス	サービス提供証明書の文書を発行します。 詳しくは事務室職員にお尋ねください。	文書の種類によっては文書料がかかります。

1. 来訪・面会

来訪者は、受付で許可を得てください。また不明な点はサービスステーションにお尋ねください。
面会時間(9:00～19:00)を遵守してください。
来訪者の宿泊は施設の管理上、原則としてできません。
面会は職員の指示に従ってください。従わない場合は退出願います。
来訪者が職員への迷惑行為(ハラスメント)を行った場合は、すぐに退出願います。
厚生労働省より出されている施設内感染予防の手引きに基づき、感染症流行期の面会を制限することがあります。

2. 外出・外泊

外出・外泊の場合は必ず「外泊・外出届」を提出し、許可を得てください。

3. 施設、設備・器具の利用

屋上等の立入禁止区域、サービスステーション等の管理部門は許可無く入らないでください。
入浴や機能訓練の場合には職員がご案内します。
玄関及び東館2階・本館3階の出入は管理しております。
設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。
それに反したご利用により、破損等が生じた場合は、賠償していただくことがあります。
特にトイレに詰まるものを流さないようにしてください。

4. 飲食・喫煙・飲酒

食物の持込はご遠慮ください。
喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒はできません。

5. 迷惑行為

騒音等の他の利用者の迷惑になるような行為はご遠慮ください。
他の利用者や職員へ迷惑行為を行った場合には、契約書に掲げているとおり、退所の検討を行います。

6. 貴重品などの管理

貴重品はできるだけご持参なさらないようにお願いします。

7. 宗教活動他

他の利用者や職員に対して宗教活動、政治活動、募金活動あるいは販売活動はできません。

8. 動物の持ち込み

施設内では動物(ペット)の持ち込みや飼育はできません。

9. 職員への個別な心づけは一切なさらないでください。お気持ちだけ頂戴いたします。

10. 利用者の状態に合わせて、身元引受人に随時連絡を致しますのでご協力下さい。

従えない場合は、然るべき措置を取らせて頂きます。

■利用料の支払方法

毎月20日までに前月分の請求書を発行しますので、発行月の27日までにお支払いください。
お支払い方法は、金融機関口座自動引落しをお願いします。

■協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の病状が急変した場合には速やかに搬送、診察をお願いすることとなっております。

- ① 島田市民病院 島田市野田1200番地5
- ② 光歯科医院 島田市東町5番地1

■相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。
苦情対応担当窓口 支援相談員及び、施設介護支援専門員 連絡先:0547-33-0800

次の公共機関においても、苦情申出等ができます。

国保連介護保険課	054-253-5590	焼津市健康福祉部介護保険課	054-626-1159
島田市長寿介護課	0547-34-3298	吉田町福祉課	0548-33-2106
藤枝市役所介護福祉課	054-646-0294	川根本町高齢者福祉課	0547-56-2234

介護老人保健施設さくら 利用料金表

令和8年6月1日

入所事項

■基本的な料金(1日あたり)

介護保険 負担分	介護区分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	サービス費	個室	717円	763円	828円	883円	932円
		4人・2人室	793円	843円	908円	961円	1,012円
		夜勤職員配置加算 ※1	24円	24円	24円	24円	24円

※上記金額は介護保険負担割合1割の場合です。負担割合によって、金額が変わります。

介護保険 給付対象 外 負担分	※2		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
	居住費	個室	550円	550円	1,370円	1,370円	1,800円
		4人・2人室	0円	430円	430円	430円	600円
	食事提供費(おやつ代を含む)		300円	390円	650円	1,360円	2,000円
	日用品費 ※3		200円	200円	200円	200円	200円
	教養娯楽費 ※4		200円	200円	200円	200円	200円

※1 各フロアは厚生労働大臣が定める基準を満たす夜勤職員を配置します。入所者全員に加算いたします。

※2 市町村の「特定入所者介護サービス費」の区分です。サービスを受けるためには市町村の発行する「負担限度額認定証」が必要です。認定証がない場合には第4段階での請求となります。

※3 日用品費:シャンプー・リンス・タオル等。

※4 教養娯楽費:個別に算定します。(レクリエーション用資料代・材料費・コピー代等)

(※3 ※4 別紙:日常生活費に関する確認書にて利用者または家族の希望を確認)

入所事項

■以下に該当する場合は加算料金をいただきます(介護保険適用)

加算項目	金額	備考
初期加算Ⅰ	60円/日	入所日から30日以内の間。急性期医療を担う医療機関を30日以内に退院し、入所した場合。急性医療機関に対し、空床情報の定期的な情報共有が必要
初期加算Ⅱ	30円/日	入所日から30日以内の間
介護職員処遇改善加算Ⅰイ	2017円～/月	基本サービス費に各種加算を加えた1月あたりの総単位数に9.0%(サービス別加算率)を乗じた単位数で算定
介護職員処遇改善加算Ⅰロ	2174円～/月	基本サービス費に各種加算を加えた1月あたりの総単位数に9.7%(サービス別加算率)を乗じた単位数で算定
介護職員処遇改善加算Ⅱイ	1927円～/月	基本サービス費に各種加算を加えた1月あたりの総単位数に8.6%(サービス別加算率)を乗じた単位数で算定
介護職員処遇改善加算Ⅱロ	2084円～/月	基本サービス費に各種加算を加えた1月あたりの総単位数に9.3%(サービス別加算率)を乗じた単位数で算定
介護職員処遇改善加算Ⅲ	1546円～/月	基本サービス費に各種加算を加えた1月あたりの総単位数に6.9%(サービス別加算率)を乗じた単位数で算定
介護職員処遇改善加算Ⅳ	1322円～/月	基本サービス費に各種加算を加えた1月あたりの総単位数に5.9%(サービス別加算率)を乗じた単位数で算定
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上、勤続10年以上介護福祉士35%以上のいずれかに該当する場合。サービスの質の向上に資する取組を実施している場合
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上、看護・介護職員の総数のうち常勤職員75%以上、勤続7年以上30%以上のいずれかに該当する場合
療養食加算	6円/回(1日3回を限度)	医師の指示により糖尿病食、肝臓病食等を提供した場合
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	258円/日	入所時及び月1回以上評価を行った上で厚生労働省へ提出し、入所日から3ヶ月以内に集中リハビリテーションを行った場合
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	200円/日	入所日から3ヶ月以内に集中リハビリテーションを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション加算Ⅰ	240円/日 週3回まで	認知症があると医師が判断した者であって、入所者が退所後、生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問、生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成し、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された利用者に入所日から3ヶ月以内に集中リハビリテーションを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション加算Ⅱ	120円/日 週3回まで	認知症があると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された利用者に入所日から3ヶ月以内に集中リハビリテーションを行った場合
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅰ	53円/月	多職種が共有し、リハビリテーション実施計画を入所者又は家族に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理し、情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合。口腔衛生管理加算Ⅱ及び栄養マネジメント強化加算の算定が必要
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ	33円/月	多職種が共有し、リハビリテーション実施計画を入所者又は家族に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理し、情報を厚生労働省に提出、必要な情報を活用している場合
栄養マネジメント強化加算	11円/日	管理栄養士を配置し、多職種が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を行い、食事の調整を行う。退所する場合、相談支援を行う。栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合
安全対策体制加算	20円/回(入所時1回に限る)	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合
認知症ケア加算	76円/日	日常生活に支障をきたすような症状・行動又は意思疎通の困難さがみられることから介護を必要とする場合
自宅への外泊費	362円/日	月6日を限度(この場合上記の施設サービス費はありません)
緊急時治療管理加算	518円/日(3日間限度)	病状が重篤となり、やむを得ず緊急に医療行為を行った場合

入所前後訪問指導加算Ⅰ	450円/回	入所前に職員が自宅へ訪問し、退所を目的とした施設サービス計画や診療方針を決定した場合
入所前後訪問指導加算Ⅱ	480円/回	入所前に職員が自宅へ訪問し、退所を目的とした施設サービス計画や診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
退所時情報提供加算Ⅰ	500円/回	自宅に復帰する際、退所後の主治医に情報提供を行う場合
退所時情報提供加算Ⅱ	250円/回	医療機関へ退所する際、退所後の医療機関に情報提供を行う場合
入退所前連携加算Ⅰ	600円/回 (入所者1人につき1回限度)	入所予定日30日前から入所後30日以内に居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合。退所に先立ち、居宅介護支援事業者等に必要な情報を提供、連携し、退所後の居宅サービスの調整を行う場合
入退所前連携加算Ⅱ	400円/回 (入所者1人につき1回限度)	退所に先立ち、居宅介護支援事業者等に必要な情報を提供、連携し、退所後の居宅サービスの調整を行う場合
訪問看護指示加算	300円/回	退所時に訪問看護ステーション等に訪問看護を指示した場合
協力医療機関連携加算Ⅰ	100円/月(R6年度まで)	協力医療機関との連携体制を構築するため入所の現病歴等の情報提供を行う会議を定期的に開催している場合
協力医療機関連携加算Ⅰ	50円/月(R7年度から)	協力医療機関との連携体制を構築するため入所の現病歴等の情報提供を行う会議を定期的に開催している場合
協力医療機関連携加算Ⅱ	5円/月(R7年度から)	協力医療機関との連携体制を構築するため入所の現病歴等の情報提供を行う会議を定期的に開催している場合
ターミナルケア加算	72円/日 死亡日以前31日から45日まで	末期で回復の見込みがないと医師が判断し、家族の同意を得て医師、看護師、介護士等によって計画が作成されターミナルケアが行われた場合
	160円/日 死亡日前4日から30日まで	
	910円/日 死亡日前日及び前々日	
	1,900円/日 死亡日	
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40円/月	利用者ごとの心身状況等の基本的な情報を厚生労働省へ提出し、サービス提供にあたり、必要な情報を活用している場合
科学的介護推進体制加算Ⅱ	60円/月	利用者ごとの心身状況等の基本的な情報、疾病の状況を服薬情報等の情報を厚生労働省へ提出し、サービス提供にあたり、必要な情報を活用している場合
所定疾患施設療養費Ⅰ	239円/日(7日限度)	入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行い、診療簿に記載している場合
所定疾患施設療養費Ⅱ	480円/日(10日限度)	入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行い、診療簿に記載している場合。医師が感染症の研修を受けることが必要。
試行的退所時指導加算	400円/回	試行的な退所時に自宅復帰後の生活における療養上の指導を行う場合
外泊時費用 (在宅サービスを利用する場合)	800円/日 (1ヶ月に6日を限度)	退所が見込まれる者を試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰ(イ)	140円/回	入所者に処方する内服薬の変更について入所後1ヵ月以内に主治医に報告し、合意を得る。入所中に処方する内服薬を検討し、変更があった場合、医師、薬剤師、看護師等の関係職種間で情報共有を行い、状態について多職種で確認を行う。退所時又は退所後1ヵ月以内に主治医に報告し、その内容を診療簿に記載した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰ(ロ)	70円/回	入所中に処方する内服薬を検討し、変更があった場合、医師、薬剤師、看護師等の関係職種間で情報共有を行い、状態について多職種で確認を行う。退所時又は退所後1ヵ月以内に主治医に報告し、その内容を診療簿に記載した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ	240円/回	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰを算定し、入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方にあたり、必要な情報を活用した場合。
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ	100円/回	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱを算定。退所時に処方されている内服薬の種類が入所時に比べ1種類以上減少した場合
若年性認知症入所者受入加算	120円/日	若年性認知症者に対して介護サービスを行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円(入所日より7日限度)	医師が認知症行動・心理症状を認め在宅での生活が困難と認め緊急に入所した場合
認知症専門ケア加算Ⅰ	3円/日	認知症の専門的ケアを行った場合
認知症専門ケア加算Ⅱ	4円/日	認知症の専門的ケアを行った場合
認知症チームケア推進加算Ⅰ	150円/月	認知症の専門研修及び研修を修了した職員を配置し、チームケアを実施した場合
認知症チームケア推進加算Ⅱ	120円/月	認知症のチームケアを実施した場合
排せつ支援加算Ⅰ	10円/月	排泄に介護を要する入所者に対し、医師又は医師と連携した看護師が要介護状態の軽減の見込みについて、評価を行う。多職種が共同し支援計画を作成し、その計画に基づき支援、評価し、計画を見直した場合
排せつ支援加算Ⅱ	15円/月	排せつ支援加算Ⅰの要件に加え、施設入所時の状態と比較し、排尿、排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又はオムツ使用ありから使用なしに改善している場合
排せつ支援加算Ⅲ	20円/月	排せつ支援加算Ⅰの要件に加え、施設入所時の状態と比較し、排尿、排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつオムツ使用ありから使用なしに改善している場合
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3円/月	褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、入所時に評価するとともに、結果を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって情報を活用する。多職種が共同し、褥瘡ケア計画を作成し、実施、記録、定期的な評価を実施した場合
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13円/月	褥瘡マネジメント加算Ⅰの要件に加え、褥瘡が治癒した場合又は褥瘡の発生がない場合
退所時栄養情報連携加算	70円/回	特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にある利用者の退所にあたり管理栄養士が退所先に情報提供を行った場合
再入所時栄養連携加算	200円/回	特別食を必要とする利用者の再入所にあたり、老人保健施設と病院の管理栄養士が連携し、栄養管理に関する調整を行った場合。

経口移行加算	28円/日	経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成し、医師の指示を受けた管理栄養士または栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合
経口維持加算Ⅰ	400円/月	経口摂取している者で、摂食障害を有し誤嚥が認められる者で、栄養管理の為の食事の観察及び会議等を行い経口維持計画を作成し、管理栄養士または栄養士が栄養管理を行った場合
経口維持加算Ⅱ	100円/月	経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が加わった場合
口腔衛生管理加算Ⅰ	90円/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合
口腔衛生管理加算Ⅱ	110円/月	口腔衛生管理加算Ⅰの要件に加え、口腔衛生等の管理に関する計画の内容等の情報を厚生労働省へ提出し、必要な情報を活用している場合
自立支援促進加算	300円/月	医師が自立支援のために必要な医学的管理を入所時に行うとともに、見直しを行い、支援計画の策定に参加する。医学的評価の結果、多職種が共同し、支援計画を策定し、ケアを実施、見直しをする。情報を厚生労働省へ提出し、必要な情報を活用している場合
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10円/月	新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関との連携体制を構築、感染症発生時における診療等の対応を取り決める。1年に1回以上、研修に参加し助言や指導を受けている場合
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5円/月	新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関との連携体制を構築、感染症発生時における診療等の対応を取り決める。3年に1回以上、研修に参加し助言や指導を受けている場合
新興感染症等施設療養費	240円/日(月に5日を限度)	新興感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療期間を確保し、適切な感染対策を行った上でサービスを行った場合。
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100円/月	見守り機器棟のテクノロジーを複数導入し、生産性向上推進体制加算Ⅱの要件を満たしている場合
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10円/月	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、業務改善の取り組みによる効果を示すデータのオンライン提出を行った場合
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合、基本報酬の1%を減算	
安全管理体制未実施減算	安全対策を実施する体制が整備されていない場合、1日5単位を減算	
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生、又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合、基本報酬の1%を減算	
業務継続計画未実施減算	感染症や災害が発生した場合も必要な介護サービスを継続的に提供するための業務継続計画が未策定の場合、基本報酬の3%を減算	

※上記金額は介護保険負担割合1割の場合です。負担割合によって、金額が変わります。

※当施設は地域区分7級地となるため上記金額に1.014乗じたものが御利用者負担金額となります。
1ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で差異が生じる場合があります。

入所・短期入所共通事項

■利用した場合に自己負担となるもの(実費相当分を負担いただきます・介護保険適用外となります)

費目	金額	備考
特別な室料 ※9	300円	居住費に加算して料金がかかります。
	500円	居住費に加算して料金がかかります。
洗濯代	500円/1ネット	利用方法は職員にお尋ねください。
理美容代	2750円～(税込)	月3回、専門業者によるサービスになります。
文書料 ※9	2000円～	身元引受人から依頼あり、当施設において作成した場合に料金がかかります。
特別な食事の費用 ※9	実費	希望に沿いかねる場合もあります。
電気代 ※9	50円/日(1点につき)	個人的に使用する機器等にかかる電気代になります。テレビ、ラジオ、充電器、パソコン等
	100円/日(1点につき)	個人的に使用する機器等にかかる電気代になります。電気あんか、電気毛布等の暖房器具、扇風機、空気清浄器、加湿器等
健康管理費	実費	肺炎球菌ワクチンとインフルエンザ予防接種を希望された場合にお支払いいただきます。(詳細については職員にお尋ねください)
衣類代	実費	施設が用意した衣類を使用した場合に料金がかかります。

短期入所療養介護サービス・介護予防短期入所療養介護サービスは、原則としてキャンセル料をいただきません。

※9の項目については別途、消費税が掛かります。